

第2回すこやか大阪21（第2次後期）推進会議 会議要旨

1 日 時

令和2年3月3日（火）14時～16時

2 場 所

大阪市役所 地下1階 第111共通会議室

3 出席者

（委員）

市原委員、稲葉委員、宇佐見委員、片岡委員、加藤委員、北吉委員、栗山委員、菅原委員、杉本委員、高岡委員、田中委員、豊川委員、西本委員、福岡委員、松田委員

（事務局）

健康局長、健康局首席医務監、健康局健康推進部長、健康局医務監、健康局保健医療企画室長、健康局医務監兼生活習慣病担当医務主幹、健康局健康施策課長、健康局健康推進部保健主幹（保健師）、健康局健康づくり課長、健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、健康局健康推進部保健主幹（栄養士）、健康局精神保健医療担当課長、保健所保健医療対策課長、旭区役所保健・子育て支援担当課長、福島区役所保健担当課長、住之江区保健福祉課長代理、経済戦略局スポーツ課長、福祉局国保保健事業担当課長、福祉局在宅サービス事業担当課長、子ども青少年局管理課保健副主幹（代）、教育委員会事務局教育活動支援担当係長（代）

4 次 第

開会

大阪市健康局長あいさつ

議題

- ・「すこやか大阪21（第2次後期）」の取組み状況について
- ・今後のスケジュールについて

閉会

5 要 旨

（1）すこやか大阪21（第2次後期）の取組み状況について

資料1 大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」概要版、資料2 大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」目標値の推移、資料3 大阪市健康増

進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」のアクションプランについて事務局より説明。

（主な意見・質疑等）

- ・大阪市の健康寿命の延伸について、平均寿命の延びとの関係はどのようになっているか。

→健康寿命の延伸を上回る平均寿命の延伸とはなっておらず、健康寿命の延伸幅の方が大きくなっています。

- ・高血圧有病割合のところで、高血圧の定義というのは収縮期で140 mm Hg以上と考えてよいか。

→すこやか大阪21での定義に関しては、収縮期140 mm Hg以上で、服薬者を含んでいます。

- ・一般に平均寿命と健康寿命の差は10年ほど開きがあるはずだが、大阪市が算定する平均寿命と健康寿命の差はそこまで開いていないがどう算定されているのか。

→厚労省が健康日本21等で算定しているものは、3年に1度の国民生活基礎調査に基づいて算定しておりますが、これは市町村単位で数値が出ないため、国は補完的な指標を使用することを提案しております。これにより本市では健康・不健康の期間を介護保険のデータで補完することにより算定していることから厚労省が健康日本21等で算定している数値と差異が生じています。

資料4 生活習慣病予防の取組み（セルフモニタリング）について事務局より説明。

（主な意見・質疑等）

- ・モニタリングの途中脱落者を防ぐには脱落した人の行動変容ステージの分布が重要なデータになると思うがいかがか。

→集計の結果、分布について確認しておりますが、一定の傾向は見られませんでした。高齢の方が参加されるケースが多く、途中で体調を崩されて脱落するケースが見られました。

資料5 受動喫煙防止対策の取組み状況について事務局より説明。

（主な意見・質疑等）

- ・敷地内全面禁煙がこれから始まるということでどう推移していくか注目したい。特に学校、病院、行政施設などについては禁煙100%を目指して市の方で啓発していただきたい。オリンピックや万博も控えているので外国人の方にも称賛されるような状況にもっていくとよい。このような計画がされているのは非常に嬉しいと思う。

- ・喫煙専用室を設置すると分煙が可能か

→屋内での喫煙はできないため、屋内で喫煙する場合には技術的な基準を満たした喫煙専用室を作る必要があります。小さな規模の飲食店はそのような喫煙室を作るにあたり経営への影響が考えられるため、経過措置として店全体を喫煙可能とすることができるようになっております。

- ・2月1日から条例が制定されて、罰金1000円というのがありますが、これはどうい

かたちで立ち入りされているのか。

→建設局が所管となりますが、大阪市の路上喫煙の防止に関する条例により、大阪駅の近辺や阿倍野・天王寺エリア等の路上喫煙禁止地区で喫煙すると1,000円の過料が発生します。この度の受動喫煙防止対策は、屋内の喫煙が規制対象になっております。施設すべてが屋内禁煙となり、喫煙場所では喫煙可能であることを示す喫煙のステッカーを貼る必要があります。ステッカーを貼っていないところについてはすべて禁煙エリアとなり、その禁煙エリアに灰皿を置いていたり、喫煙をしたりすると50万円以下の罰金・罰則がかかります。本市では今後、24時間通報が受けられるような体制作りを考えているところです。

・第2種施設に関して、屋外を含めた敷地内禁煙を条例で定めるということが今後可能性としてあるのか。

→屋外にある喫煙所については、法律上はすべての人に対して喫煙する際の周囲の状況への配慮が義務化されているところです。マナーというかたちにはなりますが、屋外に喫煙所を作る場合にも通行をされる方や事業所内での配慮が必要です。

新たに条例を策定するかどうかということについては、大阪府の条例でいいますと、策定後3年を経過した時点で状況調査をして今後の対応について検討するとされておりますので、本市もその状況も見守っていこうと考えています。

資料6 「大阪市歯と口腔の健康づくりアクションプラン」(案)について事務局より説明。

(主な意見・質疑等)

・このアクションプランをいかに実行、実現していくかが非常に大切だと思っている。大学生や企業など青年期、壮年期の方の健診が必要。災害の分野では、熊本地震の際、口腔ケアを行ったある地区では肺炎が非常に少なかったということがメディアで取り上げられていた。大阪市でも必要な部分であると思う。

・子どもにとっても歯の健康づくりは生活習慣病予防の肝であり、特に小さいうちにそういう習慣をつけるのは一生の宝になる。また、糖尿病と歯周病というのは非常に関連があるが、これも大人になってから聞くのではあまり効果がない。小さいときに聞くのが大事だということで大阪市の取組みは素晴らしいと思った。

・地域のいきいき百歳体操の中で、かみかみ百歳体操をセットでやっていただいております、たいへん盛況で空き待ちになっている状況である。

・咀嚼良好者というのはどのような定義を指標としているのか。

→平成28年8月大阪市民の健康づくり生活習慣等に関する調査(市民アンケート)において「何でもよく噛んで味わって食べることができますか」という問いに対して「はい」と答えられた方の割合としています。

資料7 介護予防の取組み状況について事務局より説明。

(主な意見・質疑等)

・いきいき百歳体操はホームページなどからダウンロードして自宅等で個別に実施できるようになっているのか。それとも集団で実施するだけになっているのか。

→大阪市福祉局のYouTubeでご覧いただけるようになっておりますので、ご自宅で見ることが

可能です。しかし、一人で体操されるよりは、皆でどこかに集まって一緒に体操していただけた方がありがたいと思っております。

資料8 地域・職域保健実務者会議実施報告について事務局より説明。

(主な意見・質疑等)

- ・特になし

資料9 大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」推進スケジュール（案）について事務局より説明。

(主な意見・質疑等)

- ・特になし